

柏崎市に災害救助法を適用します

連日の降雪により、道路上に取り残された多数の車両の運転者等が、生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、救助が必要となっていることから、柏崎市に災害救助法を適用することとしました。

また、これにより、本日21時15分に、県の体制を「豪雪対策本部」に移行します。

- | | |
|---------|---------------------|
| 1 適用市町村 | 柏崎市 |
| 2 適用年月日 | 令和4年12月19日 |
| 3 内 容 | 救助に要した費用を県と国が負担します。 |

本件についてのお問い合わせ先
防災企画課 課長 南
(直通) 025-282-1601
(内線) 6410